



発行 東京都

目次

92

告示（選）

- 新宿区議会議員選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………一
- 小平市議会議員選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決（五件）……………三

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百七十号

令和五年四月二十三日執行の新宿区議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和五年十二月二十八日

東京都選挙管理委員会

5選第526号

裁 決 書

審査申立人 平井 哲史

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年9月15日に提起された、同年4月23日執行の新宿区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関し不服があるとして、令和5年5月2日に新宿区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年8月25日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人多苗尚志（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする裁決を求めらるものである。

2 審査の申立ての理由

区委員会の棄却決定は、判断の対象を誤り、なすべき調査を懈怠し、証拠の評価を誤り、事実を見過ごして、無理やり当選人は住所を有していたと判断したものであり、到底是認できない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

本件審査の申立てに伴い、令和5年10月11日に区委員会から弁明書及び関係資料の提出を受けたため、同月12日、申立人に対して反論書の提出を促す文書を送付し、申立人から同月24日に反論書の提出がなされた。

また、区委員会から同月26日、証拠書類等の提出を受けた。さらに、申立人から、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述の申立てがあったため、同月31日に申立人による口頭意見陳述を実施し、慎重かつ厳正に審理した。

審理の結果は以下のとおりである。

第1 本件審査の申立てに至るまでの経緯

- 1 令和5年1月13日 本件当選人は、千葉県柏市(以下「前住所地1」という。)から新宿区新宿(以下「前住所地2」という。)に転入し、同日その旨を新宿区長に届け出た。
- 2 同月26日 本件当選人は、前住所地2から新宿区西新宿(以下「現住所地」という。)に転居し、同年2月9日その旨を新宿区長に届け出た。
- 3 同年4月16日 本件当選人は、本件選挙の立候補を届け出て区委員会を受理された。
- 4 同月23日 本件当選人は、本件選挙の選挙会において、得票数1598票で当選の決定を受けている。
- 5 申立人は、同年5月2日付けで、区委員会に対し、本件選挙における本

件当選人の当選の効力に関し本件異議の申出を提起し、区委員会はこれを受理した。

6 区委員会は、本件異議の申出を審理した結果、同年8月25日付けでこれを棄却する内容の原決定をし、決定書を申立人宛てに発送するとともに、その内容を法第215条の規定に基づき、同日告示した。

同決定書は、同月26日に申立人に到達した。

7 申立人は、原決定を不服として、同年9月15日付けで当委員会に対し本件審査の申立てを提起し、当委員会はこれを受理した。

8 同年10月11日 区委員会より同月6日付弁明書及び添付資料(以下「弁明書等」という)を受領したため、申立人に対し弁明書等を同月12日に送付するとともに反論書の提出を求めた。

9 同月24日 申立人より反論書を受領した。

10 同月26日 区委員会から事情聴取調査、令和4年1月7日から令和5年6月25日までのPASM0履歴、令和5年1月26日及び27日のGoogleMapの記録、運転免許証の写し、バッグご飯購入履歴、掃除機購入履歴の追加資料を受領した。

11 同月31日 申立人による口頭意見陳述を実施した。

第2 申立人の主張及び区委員会の弁明

1 申立人の主張

申立人の本件審査の申立ての理由は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 「住所」の判断について

「住所」の有無の判断は、寝食などの居住実態から生活の本拠たる実態があるかを判断すべきものとされているが、原決定は、特別の事情がないかぎり「現に起臥しているか」どうかで住所の存否を判断できる旨言ひ、「当選人が本件期間において、引き続き新宿区内において起臥していたかについて判断する。」として、「住所」の有無を「起臥」の有無にかからしめて判断している。これは「住所」の存否の判断方法についての独自の理解を示したものであり、判断対象を「住所」の有無ではなく「起臥」の有無にすり替えており、何を判断しなければならないかを理解していない。また、特別な事情がない限り、現に起臥しているところを「住所」としてよ

いとしたのでは、ホテルや旅館ですら「住所」となってしまう、生活の本拠たる「住所」があるか否かの判断において極めて稚拙というほかない。「住所」の判断方法・判断対象の理解には大いなる疑問を抱かせるものである。

(2) 各住所地における生活状況の調査懈怠  
ア 前住所地 1 における調査

当選人は、令和 5 年 1 月上旬までは、前住所地 1 に母親と二人で暮らしているが、そこでの調査は PASM0 の使用履歴を検討しているのみで、生活状況が分かる調査を行っていない。

また、PASM0 履歴で分かるのは乗車駅と降車駅のみであり、生活状況が分かるものではない。

イ ウイークリーマンションであっても住所を置けるかについての調査懈怠  
当選人が当初転入した前住所地 2 は、短期滞在を前提とするウイークリーマンションであり、このような場所が「生活の本拠」となるうはずがない。物件の調査及びこのような物件が「生活の本拠」と認められるか否かについての調査検討を怠っている。

ウ 現住所地についての「Googlemap の記録」及び「PASM0 の使用履歴」の調査懈怠

現住所地についての「Googlemap の記録」及び「PASM0 の使用履歴」に基づく認定がなく、これらのデータが出ないというのは逆に「新宿区内にあまりいなかったのではないか」との反対解釈につながるものである。

また、光熱水のデータのみで居住実態は判断できるものではない。使用量が不自然に少なければ、生活していなかったと推認できるが、多少使用量があったとしてもそれで居住しているとは即断できない。電気はつけっぱなし、水道は少量を出しっぱなしにして使用量をかさ増しして居住を偽装することも可能である。本件は、平均値を大きく下回る使用量であるから、これを根拠に居住実態があったと即断するわけにはいかない。「Googlemap の記録」及び「PASM0 の使用履歴」の調査はその点からも欠かせない重要な調査である。

エ 転送届及び免許証の書き換え、クレジットカード等の住所変更等の日付に対する調査懈怠

当選人は、引越し後まもなく転送届を出した旨、及び、免許証の書き換えやプロバイダ契約の住所の変更も行った旨を説明しているものの、実際にそれが行われているか調査をした形跡がない。郵便の転送届や各種届出住所の変更はその人の生活の機能を別の拠点に移したこと、移す意思があったこと

を推認させる事情である。

また、原決定が引用した当選人の証言では、転送届は 1 月 25 日から 26 日に行っていると曖昧な回答しかしていない。そして令和 5 年 5 月 20 日に実施した当選人の証言調査では、「今日、母から郵便物が来ているっていう連絡があったんで」と述べている。当選人が「今日」と述べているのはこの尋問が実施された令和 5 年 5 月 20 日のことを指す。このように、この時点でも当選人宛での郵便物は前住所地 1 に届いていることを自ら述べているため、1 月 25 日から 26 日に転送届を出したという供述は虚偽の可能性が高い。したがって、調査を行う区委員会としてはかかる矛盾した供述の裏付けを得るために、転送届出日が分かる証明書類を郵便局に求めるべきである。

オ 自転車購入日の調査懈怠

当選人は、現住所地での主な交通手段は電車と自転車であると述べているが、いつ自転車を保有するようになったのかについて説明がない。自転車は日常的な移動手段であるため、これを保有した時点は生活基盤が整備された時点、つまり現住所地が「生活の本拠」として機能を有するに至った時点の認定と関わってくるが、その調査はなされていない。いつ生活の基盤が整備されたかの判断において重要な事情となる自転車の保有時期についての調査・検討を怠っている。

カ 「生活基盤を徐々に整えていった」としながら、いつ整ったのかの『認定落ち』

原決定は、現住所地について、「生活基盤を徐々に整えていったことが推認される。」としているが、当初は生活用品を持ち込んだにすぎないとの供述からすれば、当選人は現住所地以外で食事をとることが必然となる。このように、当初は生活基盤が整っていなかったことになり、選挙前 3 か月間において継続して新宿区内に「住所」をおいていたとは言えない。この点を仮においたとしても、いつ生活基盤が整ったのか不明であり、この点、原決定は、なすべき調査・検討を怠り、「住所」有無の判断のために必要となる認定を落としたものである。

また、当選人の供述からすると、冷蔵庫や電子レンジがなければ、現住所地での食事は困難であるはずであり、だからこそ現住所地近辺での買い物の履歴は極端に少ないと考えられ、これでは現住所地を生活の本拠としていたとは言いがたい。電子レンジや冷蔵庫を購入し、こうした生活家電をそろえたことでようやく現住所地は生活の本拠とする基盤を整えたと評価できる。レ

シート類の少なからずと、それでもまだ生活家電がそろった時点で生活の本拠を置いたと言えるかは疑わしい。

キ 前住所地2関係

当選人が前住所地1で生活していたことに争いはないところ、引越し作業をしていないことから、生活の本拠が前住所地2に移っているとは言い難い。

この点をおくとしても、当選人は他に部屋を借りるまでの「急場しのぎ」で前住所地2の物件を借りたと説明しており、実際、賃貸借契約はワンルームじゃないワンルームを賃貸する業者が貸主で、賃借期間は14日間としており、生活に必要な設備品は整っており、当選人が持ち込んだのは着替えとパソコン程度である。

また、シート類で食品の購入又は飲食店での支出に関するものは20件しかなく、もっぱら外食していたということであるから、1日3食をとったときの半分以下であり、「生活の本拠」と言える生活実態があったかは疑問である。

さらにこの点をおいたとしても、前住所地2のような物件は、旅館業法(昭和23年7月法律第138号)上の許可や民泊の届出をしていなくとも、素泊まりのホテル、ないし民泊物件に類似するものであり、「生活の本拠」があったとすることは無理がある。厚生省昭和61年3月31日付衛指第44号は、旅館業法第4条にいう「人を宿泊させる営業」について、「施設の衛生上の維持管理責任を営業者が負っていること」そして「利用者がそこに原則として生活の拠点をおかないこと」の2点を条件として示している。これは生活の本拠としている場合には、旅館業法の適用対象施設ではなく、貸室と見ようということである。短期間の滞在しか予定しない物件は生活の本拠と言えるのか問題である。

また、厚生省昭和63年1月29日付衛指第23号は、「利用の期間、目的等から見て、本施設には利用者の生活の本拠はないとみられる。」が、このような物件を旅館業法の適用対象施設として取り扱ってよいかとの東京都衛生局環境衛生部からの問合せに対し、旅館業法の適用対象施設として取り扱って差し支えないとしている。この通知は、その物件が生活の本拠と言えるかの判断例であり、当然、法の「住所」と言えるかの判断の参考になるものである。本通知の施設は、出張、研修、受験等の一時滞在を目的とする者が利用者であり、「急場しのぎ」で物件を賃借した当選人と共通している。そして当選人は

2週間の短期利用者であるから、この通知が追認した「本施設に利用者の生活の本拠はない」との判断が当てはまる。

さらに、厚生労働省は貸室業か旅館業かを4つの基準で判断するとしており、このうちの「④生活の本拠か否か」という基準では、「使用期間が1ヶ月未満」であることを「生活の本拠でない」と考えられる例」としてあげている。そして、東京都中央区は、使用期間が1ヶ月未満の賃貸借では生活の本拠には当たらないという判断をしている。このように、「使用期間1ヶ月未満」では「生活の本拠」には当たらないとするのが社会通念となっていると言っている。本件は最初から2週間しか滞在しない予定であり、生活用品は貸主が用意しているため、当選人がパソコンと着替えしか持ち込んでいない。最初からそこに居続けないことを予定している物件は生活の本拠とされない。

滞在期間中の当選人の寝泊まりが認められたとしても「住所」とは言えない。

ク 現住所地関係

仮に、前住所地2に「住所」があったと認定されたとしても、以下のとおり、現住所地に「住所」があったとは言えない。原決定では、当選人は現住所地において徐々に生活実態を整えていったと認定しているが、そうすると当初から生活基盤を整えていなかったのであり、いつの時点で生活基盤が整ったか不明であるが、少なくとも転入してしばらくは整っていなかったことは明らかと言ってよい。

また、現住所地での当選人の光熱水の使用量は、いずれも、全期間を通じて、当選人と同じ單身世帯の平均使用量の半分以下である。ガスの使用量は平均の4分の1であり、そこにいなかったことを推測させるものである。原決定は、「居住実態がなかったとまで言うことはできない。」と認定をしているが、ここで問われているのは、居住実態がいくらかあったかどうかではなく、「生活の本拠」と言える実態があったかどうかである。原決定は、水道及び電気の使用量について独自の試算をしているが、エアコンを稼働させない、蛍光灯は2本のみなどと現実離れた想定の下で試算が行われており、かつトイレ等に使用される白熱球の消費電力は計算外としている。電子レンジは一日15分を10日のみ使用した場合と、現実離れた想定をしている。さらにパソコンやドライヤーの使用など他の電化製品の使用は一切考慮していない。このような現実離れた試算と当選人の実際の電力使用量とが近似していることは、エアコンを一度もつけない、すなわちその部屋にいないということを意味

し、むしろ試算により現住所にほほいかなかったことが裏付けられていると言える。

さらに、当選人から提出されたレシート類72件のうち、食品の購入又は飲食店等での支出に関するものは39件であるとのことであるが、本件期間は87日間であり、この間、1日3食とっていたとすれば、食事に関するレシート類は261件あるはずである。これに対して、当選人から提出されているレシート類は1日1食分87件の半分にも満たないのであり、現住所地付近で生活をしていただとは考えられない。当選人は区外から立候補にぎりぎりのタイミングで転入してきており、後に立候補資格を問題にされる可能性があることは優に予測できたのであって、このような立場の候補者であれば、疑われないようしつかりと生活の証拠となるものは保存しておくのが通常であろう。そして当選人も、レシートのない分はPayPayの履歴で補っており、あるかぎりのレシート類を提出したと言え、それがわずか20件しかないというのは、そもそもそれだけしか買い物や食事をしていないというしかない。

ケ まとめ  
当選人について、「住所」があったと認定した原決定は誤っているものであり、原決定の判断過程における調査・検討は甚だ不十分であって、証拠に照らし、当選人は引き続き3か月以上、新宿区内に「住所」を有していたとは認められないから、当選人の当選は無効と裁決すべきである。

2 区委員会の弁明書の内容

審査申し立てに対する区委員会の弁明書の内容は、おおむね以下のとおりであると認められる。

(1) 原決定における「住所認定の解釈」について  
ア 住所認定と「起臥の有無」の関係について

法の逐条解説では「現実の問題としては、他に特別の事情がない限り『現に起臥しているところ』に住所があるものとして認定して大過ないであろう。」とされており、「住所の認定に当たり考慮される諸事実」として、「起居、寝食、家族同居の事実は、いずれも住所の認定に当たって、最も重視すべき事項であり、他に特別の事情のない限り、『現に起臥しているところ』に住所を認定すべき」とされている。ある場所を「住所」として認定するためには、少なくとも「現に起臥しているところ」でなければ「住所」とは認定できないのであって、それは原決定でも引用した令和3年12月23日東京高裁判決でも

確認できることである。同判決は「起臥」という言葉は使用していないが「寝泊まり」という言葉で「生活の本拠」について検討していることから、この「寝泊まり」が「起臥」を指していることは明らかである。

また、同判決の引用については申立人は「全くのミスリード」と主張するが、同判決の引用の趣旨は上記の点にあるのであって、この主張は当たらない。

イ 原決定の記載について

申立人は「原決定は、特別の事情がない限り『現に起臥しているか』どうかで住所の存否を判断できる旨言う。これは『住所』の存否を基本的に『起臥』のみにかからせるものであり、『住所』の存否の判断方法についての上記の裁判例・行政通知の到達点を無視する独自の理解」である旨主張する。しかし、原決定は「現に起臥しているか否かを客観的に証明することが困難であるため、光熱水費の状況や当選人と家族の状況、当選人の証言及び提出資料」をもとに総合的に判断したものであり、住所の存否を起臥「のみにかからせ」という申立人の主張は当たらない。「住所」を認定するためには当該場所が「現に起臥しているところ」であることが必要であり、原決定7ページ「5当委員会の判断」で「起臥」の語を「住所」の意に用いいても何ら問題となるものではない。また原決定に記載のとおり、本件決定は「当選人の住所の有無」について判断したものであり、申立人の指摘は当たらない。

(2) 住所認定に係る調査について  
ア 前住所地1に関する調査について

申立人は申立書3ページ「(2)ア」において「柏市内の実家においてどのような生活状況であったのかはまったく認定されていない。これは区委員会が当選人の新宿区への転入前の生活状況を全く調べていないことをうかがわせる。」とし、「転入前の生活実態が不明であれば、本拠を柏市から新宿区内に移したかどうかを比較検討ができない」と主張する。本件審理に当たっては、当選人の前住所地1での生活状況について当選人の提出したPASMOの使用履歴により検討しており、その上で原決定8ページ「5(1)⑨」で前住所地2の住所認定を行っている。その際、当選人から提出があった「令和4年11月21日から令和5年1月12日まで」の使用履歴もあわせて検討している。原決定は、審理の対象期間である「令和5年1月23日から同年4月23日」を中心に、新宿区転入日である同年1月13日を始期として記載しているものであるが、原決定には区委員会が審理検討した全ての事柄を記載する必要はなく、「認定がないから調べていない」との申立人の指摘は当たらない。

イ 前住所地2の物件の調査について

当選人は前住所地2の物件（以下「当該物件」という。）について「家財道具がほとんど備え付け」であった旨を証言している。区委員会は申立人が提出した資料1、資料2のサイトを含め複数の不動産情報サイトにより、当該物件には主な家電や家具が備え付けられていることを確認し、証言の裏付けを行った。申立人が主張するように、当該物件は「マンションリーマンジョン」及び「ウイークリーマンション」とのいわゆる「謳い文句」で宣伝されていることも確認済みである。しかしこのことについては、原決定への記載は特段不要と判断したため記載していないに過ぎない。したがって、申立人のいう「調査懈怠」には当たらない。

ウ 「現住所地における『GoogleMapの記録』及び『PASMOの使用履歴』」の調査について

申立人は申立書4ページ「(2)ウ」において、「前住所地2については、当選人から『GoogleMapの記録』及び『PASMOの使用履歴』の提出を受けて、その検討から同所において起居していたことを推認している」が、現住所地でこれらの調査を怠った旨主張する。しかし、前住所地2の光熱水費については、当選人から、「家賃に含まれており、内訳は出せないと言われた」こと、「光熱水費の資料は提示できないが、GPSのデータなどを提示」している旨の証言を得ている（原決定5ページ㉔イ、ウ）。このように、『GoogleMapの記録』『PASMOの使用履歴』は「光熱水費の資料」の代わりとなるものであり、区委員会は「光熱水費の資料」が出揃っている現住所地についてはこれらが不要と判断したに過ぎない。

エ 「転送届」等の届出日等の調査について

申立人は申立書5ページ「(2)エ」において、区委員会の「郵便物の転送届ほかの届出関係の日付の調査懈怠」がある旨を主張する。しかしながら、「各種届出の有無」は、本人の住所移転の意思の有無を推認する材料の一つであるところ、それを踏まえ、区委員会は当選人に対する証人尋問において関連質問を行い、当選人から原決定5ページ「(2)㉔ロ」及び6ページ「(2)㉔シ、ス」に記載のとおり証言を得たところである。証拠物件の提出依頼について選挙管理委員会は、法が準用する行政不服審査法第33条に基づき行うことができるが、その提出については相手方の任意であり、選挙管理委員会がそれを強制することはできない。新宿郵便局に「区委員会が転送届出の有無を直接調査できるか」について問い合わせたところ「教示できない」とのことであった。

また、プロバイダ契約やクレジットカードの住所変更についても第三者が当該事業者に直接調査する方法はないと考えられる。区委員会は証人尋問において当選人の証言を得てその事実を確認しており、したがって、申立人の主張は当たらない。

オ 「自転車購入日」の調査について

申立人は申立書5ページ「(2)オ」において、区委員会の「自転車購入日の調査懈怠」を、同箇所において「原決定は、当選人の証言として現住所地での主な交通手段は電車と自転車であると述べていることを紹介し、9頁の㉔では『当選人が生活基盤を徐々に整えていったことが推認される。』としている。」と主張する。しかし原決定5ページと10ページを参照すれば分かるように、区委員会は「自転車を使うこと」と「生活基盤」を一連のものとして判断してはいない。次に、申立人は申立書同箇所において「自転車は日常的な移動手段であるため、これを保有した時点は生活基盤が整備された時点、つまり現住所地が『生活の本拠』としての機能を有するに至った時点の認定とかわかってくる」旨を主張する。当選人は「主な交通手段は電車と自転車」と証言しており、区委員会がその所有形態等を尋ねなかったのは、質問の趣旨が「現住所地における当選人の日常生活について聞き取ること」にあったからであり、申立人のいう「現住所地でのPASMOの履歴がない」ことも関係がない。「生活の本拠」とは「あるモノを所有（取得）した時点がいつか」によって判断されるべきではなく、「客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか」により判断されるべきものであるので、「自転車の所有」と「生活の本拠の認定」とは関係がない。したがって、申立人の主張は当たらない。

カ 「生活基盤の整備」について

申立人は申立書5ページから6ページ「(3)『生活基盤を徐々に整えていった』としながら、いつ整ったのかの『認定落ち』」において、現住所地について「転入の当初から生活の基盤が整い、全期間において『生活の本拠』があったと言えなければならぬが、『徐々に整えていった』と言うのでは、当初は生活基盤が整っていなかったことになる。」と主張する。原決定9ページから10ページ㉔(2)㉔④にあるとおり、区委員会は現住所地への転居日である1月26日の段階で「現住所地には生活するに足る実体が一定程度あったもの」と認定している。この段階で当選人の現住所地には、机や衣装ケース、鏡、食器類、布団、パソコン、衣類が揃っており、新居で生活を始めるに足りるだけの準備は整っていたと見るべきで、その後に電子レンジや冷蔵庫を買い足していつ

たことをもって「生活基盤が整っていないからその期間は『住所』を置いていたとは言えない」と見るべきではない。「生活の本拠」とは「あるモノを所有(取得)した時点がいつか」により判断されるべきものではなく、したがって、申立人の主張は当たらない。

キ 前住所地2の当該物件の性格について  
① 前住所地2の当該物件の性格について

ホテル営業については旅館業法第2条第2項に該当するものをいい、またいわゆる「民泊」については住宅宿泊事業法第2条に該当するものをいう。前住所地2の当該物件を正確に表現するとすれば「定期建物賃貸借借契約物件である」ということになる。定期建物賃貸借借契約は期間の長短を問わず締結することができる。「マンション」や「ウイークリーマンション」を謳う物件は、数週間から1年超の契約までできることを宣伝しているが、契約形態が定期建物賃貸借契約なのだから当然といえることができる。

② 旅館業法の規制の解釈について

申立人は昭和61年3月31日付衛指第44号厚生省通知を根拠に「『人を宿泊させる営業』の2条件の一つに『施設を利用する宿泊者とその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として、営業しているものであること』」、昭和63年1月29日付衛指第23号厚生省通知を根拠に「ウイークリーマンションは旅館業法の適用対象施設である」とされているのだから「ウイークリーマンションには生活の本拠は置けない」と主張する。しかし、旅館業法には「生活の本拠」を定義する条文はない。これは、旅館業法が「旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与すること」(同法第1条)を目的とするのであって、法の目的を達成するのに「生活の本拠」を規定する必要がないから規定されていないのだと考えられる。そうすると、これらの通知は「施設についての衛生上の維持管理責任の所在」や「公衆衛生又は善良な風俗の維持の観点から必要な規制を行う」目的を持って出されたものと解するべきものと考えられる。そうだとすると、これらの通知を「選挙権の要件としての住所(生活の本拠)の有無の判断」の根拠として用いるのは問題がある。次に、厚生省昭和63年通知についてみると、東京都からのある特定の施設に関する照会に対する厚生省の回答という形で発出されている。照会では、問題となっている施設について「会社の出張、研修、受験等

の特定の目的で」利用する者がいて、「利用の期間、目的等から見て、本施設には利用者の生活の本拠はないとみられる。」という前提で回答を求めている。利用者の例示を見ると、出張、研修、受験等特定の目的とあり、いずれも問題となっている施設ではなく別の「生活の本拠」(家)がある者が利用者であることが推測される。回答は「照会の施設については、貴見のとおり」とされている。

また併せて「近年、ウイークリーマンションをはじめとして、新しい形態の旅館業類似営業がみられるが、これらが旅館業法にいう『人を宿泊させる営業』に該当するか否かは、公衆衛生その他旅館業法の目的に照らし、総合的に判断するべきものであることはいままでもない。」とされている。当選人は新宿区議会議員選挙に立候補するために新宿区に在住することを目的として、たとえ「急場しのぎ」という形であっても当該物件を選んだのであって、通知に挙げられている「出張、研修、受験等」を目的とする利用者とは同一視することは失当である。

③ 「選挙権の要件としての住所」の認定は「使用期間の長短」に拘束されるわけではない。

申立人は「当該物件が厚生省通知による『マンションでないウイークリーマンション』に当たるから、『生活の本拠』たりうるものとはいえない」旨主張する。

また、申立書8ページにおいて東京都中央区の例を引き「『使用期間一ヶ月未満』では『生活の本拠』にはあたらないとするのが社会通念となっている」と言っておりと主張する。しかし、法第9条第2項は地方公共団体の議員の選挙権の要件として「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する」と定めており、転居については「同一市町村の区域内であれば、何回住所を変えても全て通算される」(『逐条解説公職選挙法』上91ページ)とされている。つまり法が規定する「同一の市町村内に三箇月以上」という枠の中であれば、ある住所に居住する期間の長短は問わないものと考えられるのである。そうすると、住所の認定は判例が示すとおり「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否か」によって決するべきであり、「使用期間が1か月未満だから生活の本拠にはあたらない」という主張は失当である。

④ 「引越し作業」をしていないことについて

申立人は申立書6ページ「(4)㉠ア」において「当選人が前住所地2に引越し作業をしていないことから、通常はこれだけで生活の本拠が移っているとは言い難いとも言える。」と主張する。当該物件は原決定8ページ(1)㉠で認定しているとおり「エアコン、ケトル、テレビ、洗濯機、掃除機、電子レンジ、冷蔵庫、イス、カーテン、シーツ類、デスク、ベッド、寝具一式、キッチン、シャワー、オートロック、エレベーター」が備え付けられており、いわゆる家財道具を運び込まなくともすぐに生活を始められる状態にあった。そのような物件であるから当選人は特段に引越し作業を要さなかっただけであり、「引越し作業をしていないから生活の本拠は移っているとは言えない」という申立人の主張は当たらない。

⑤ 食事の回数とレシート類との関連について

申立人は、申立書6ページ「(4)㉠ア」において、「当選人は自炊をせずもっぱら外食していたということであるから、1日3食とるならば14日間で42件のレシートがあってもおかしくないところ、20件しかないとなると前住所地2は寝泊まりをしていた場所とも見られ、『生活の本拠』と言える生活実態があったかは疑問である」と主張する。しかし、一般に、モノを購入した際にレシート類をもらえる場合もあればもらえない場合もあり、なくす場合も有り得る。

また、1回の買い物で複数回の食材を購入する場合もあるし、親や友人等から食事を提供された場合などはレシート類は発生しない。当選人の場合、PayPayも使用しているためその履歴は残るが、紙のレシートの場合、上述のように必ずしも手元に全てが揃わない場合も十分に有り得る。区委員会の認定は客観的な証拠であるレシート類の記載等に基づき「購入(利用)品目別」と「店舗所在地別」の分析を採用したところであるが、レシート類の分析は「当選人の生活範囲がどのあたりであったのか」や「何を購入していたのか」によって当選人の生活状況を判断する際の根拠になるからである。

⑥ 前住所地2での当選人の生活について

区委員会は、原決定7ページ以下8ページ「5(1)」において、当選人の基本的な行動パターンとして「前住所地2を出発して同所に戻る」という行動が認められること、食事や買い物、洗濯などの生活を営んでいたことなどを認定している。この認定は、当選人が提出した「Googlemapの記録」及び「PASMOの使用履歴」、レシート類などの証拠物及び当選人の証言、区委員会の当該物件周辺の調査をもとに、客観的に行なったものである。また上記④で述べたよう

に、当該物件には家具や家電が揃っており、生活を営むだけの客観的な実体が具備されていたと言える。

ク 現住所地の住所認定について

① 現住所地における「生活基盤」について

申立人は、申立書8ページ「㉠ア」において、「現住所地の生活基盤」について主張しているが、このことについての区委員会の弁明は前述カで主張したとおりである。

② 光熱水費の認定について

申立人は、申立書9ページ「㉠イ」において、「現住所地での当選人の光熱水の使用量はいずれも、全期間を通じて、当選人と同じ単身世帯の平均使用量の半分以下である。」、「単身世帯では日中外に働きに出ていることが多いと考えられることから、当選人が日中外で活動していることを考慮しても、同様に日中は自室にいたることが少ない単身世帯の半分以下というのは、そこいかなかったことを推測させるものである」と主張する。今回使用した光熱水使用量の平均値のデータは、水道については『平成28年度生活用水実態調査』(東京都水道局)、電気及びガスについては『平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書』(㈱地域計画建築研究所)からそれぞれ引用したものである。これらのデータは、サンゾル世帯の生活スタイルや所有する家電やガス器具の内容が不明であり、飽くまで参考値として引用したに過ぎない。なお、水道及び電気の使用量について、区委員会は別途試算も行っている。「平均使用量の半分以下である」から「そこにいなかった」という申立人の主張は論理の飛躍である。また、申立人は同箇所において、「不都合な事実を覆い隠そうと考えたのか、原決定は、9頁(2)の①から③において、『居住実態がなかったとまで言うことはできない。』と言い訳のような認定をしているが、ここで問われているのは、居住実態がいくらあったかどうかではなく、『生活の本拠』と言える実態があったかである。原決定はここでも判断の対象をずらすことで、『住所』があったと強弁しようとしており、生活の本拠』があるとはいえない」のであって、なんら工作などを行っているものではない。

③ 食事の回数とレシート類との関連について

申立人は、申立書9ページ㉠ウにおいて、「レシート類の数」と「食事の回数」を関連させた主張を行っているが、これに対する区委員会の弁明は前述キ⑤で主張したとおりである。また申立人は同箇所において「原決定は、『当選

人が現住所地を中心に買い物をしていることがうかがえる。』としているが、これは証拠の評面を誤り、あるいは社会通念から外れた評面をおこない、事実を見誤ったものというほかない。」と主張する。区委員会が分析した現住所地近辺での買い物の履歴には、渋谷区本町に所在するミニスーパーでの食材の購入や、近隣の「100円ショップ」での台所用品や日用品の購入などが認められる。これらは当選人の証言とも合致しており、その証言の信憑性を裏付けるものである。

ケ 結論

以上述べたとおり、原決定は審理を尽くしたうえで導き出されたものであり、妥当なものである。なお、申立人は本件異議申出及び本件申立てのいずれにおいても、「新宿区内に住所がなければ、当選人はどこにいたのか」ということを客観的な証拠をもって明らかにしていない。したがって、本件申立ては棄却されるべきである。

第 3 当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである(同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など)。

2 法第9条第2項には、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の要件として、国籍及び年齢に関する要件に加えて、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことが要件として規定され、法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有する旨が規定されている。

したがって、本件選挙の被選挙権を有するには、本件選挙の期日である令和5年4月23日までの3か月間、すなわち同年1月23日から同年4月23日までの間(以下「当該期間」という。)、引き続き新宿区内に住

所を有する者でなければならない。

3 ここで「住所」とは、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決されるべきものである(最高裁判所昭和35年3月22日判決、最高裁判所平成9年8月25日判決、東京高裁平成28年3月9日判決等)。

なお、判例では、法における選挙権及び被選挙権の有無を決する要件である住所の認定基準について、本人の意思を他の諸般の事情とともに補足的に考慮することは認められているところである(最高裁判所昭和32年9月13日判決、大阪地方裁判所平成2年10月30日判決)。

4 各住所地における資料等及び当委員会の判断について

区委員会から提出を受けた各住所地に関する資料等の内容より当委員会は、以下のとおり判断する。

- (1) 前住所地1について
- ア 住民票について

前記第1の1記載のとおり、本件当選人は、令和5年1月13日に新宿区に転入した旨の届出を同日中に行っている。

イ PASM0の使用履歴について

区委員会から提出されたPASM0の使用履歴によると、令和4年1月7日から令和5年1月7日まで、柏駅を出発し、柏駅にその日のうちに戻るという使用状況がほとんどを占めていることが分かる。

ウ 光熱水費の使用状況について

区委員会から提出された、ガス、水道料金の引き落とし金額、電気の支払い明細より、各月の支払金額は以下のとおりである。

① ガスの支払金額

引き落とし日	金額
令和4年12月23日(12月分)	4,678円
令和5年1月25日(1月分)	6,160円
令和5年2月21日(2月分)	2,736円
令和5年3月24日(3月分)	2,843円

② 水道の支払金額

引き落とし日	金額
令和5年1月4日（11・12月分）	7, 196円
令和5年3月3日（1・2月分）	4, 232円
令和5年5月8日（3・4月分）	5, 438円

③ 電気利用料

ご利用日	金額
令和4年12月1日（11月分）	6, 002円
令和5年1月1日（12月分）	5, 943円
令和5年2月1日（1月分）	8, 219円

エ 当選人の証言について

区委員会から提出された事情聴取調査によると、当選人は母と二人暮らしをしており、最寄り駅は柏駅、駅と実家の移動はバス、自転車、自動車です。主に自転車や自動車が多かった、と証言をしている。

オ 前住所地1に対する当委員会の判断

PASMOの使用履歴から、令和5年1月7日以前は、前住所地1の最寄り駅である柏駅を出発して、同駅に戻るといふ使い方をしている。また、光熱水費の推移を見ると、電気料金については転出後の2月の記録の提出を受けていないが、ガス及び水道の支払額が下がっていることが確認できる。母親と二人で暮らしていたとの証言より、当選人が前住所地1から転出したため、同所におけるガス及び水道の支払額が下がっていることが推測できる。さらに住民票の届出状況や、前住所地2の賃貸借契約書の契約期間、新宿区で被選挙権を有するために1月13日までに区内に転入する必要があると認識していた旨の証言、転出日以降PASMOの使用履歴では柏駅を利用する回数が極端に減っていることから総合的に判断すると、当選人は同月13日に前住所地1を転出してと認められる。

申立人は前住所地1における生活状況について区委員会が調査を怠っている旨主張するが、区委員会はPASMOの使用履歴や光熱水費の支払い状況について調査し、本人からの証言も得ており、これらの主張は認められない。

(2) 前住所地2について

ア 住民票について

前記第1の1記載のとおり、本件当選人は、令和5年1月13日に新宿区の前住所地2に転入した旨の届出を同日中に行っており、前記第1の2記載のとおり、同月26日に前住所地2から現住所地へ転居した旨の届出を同年2月9日に行っている。

イ PASMOの使用履歴について

前住所地2に転入したとされる令和5年1月13日は柏駅を出発し、新宿区内の駅を出入りした後、柏駅に戻っている。14日は柏駅を出発し、新宿区内の駅から中野駅で下車している。以降、19日に柏駅を降り、21日に柏駅から出発するほか、26日まで新宿区内の駅を中心に、目黒区内の駅などを利用して移動していることが確認できる。

ウ GoogleMapの記録について

区委員会から提出されたGoogleMapの記録によると、令和5年1月14日は柏市を午前7時16分に出発し、前住所地2に午後2時53分から午後6時35分まで滞在し、中野区へ向かっていることが分かる。翌日15日は、中野区を午前9時16分に出発して前住所地2に午後12時31分に到着しており、以降、同月26日まで前住所地2を出発し、その日のうちに同地に戻っていることが確認できる。

また転出したとされる令和5年1月26日のGoogleMapの記録によると、午前9時26分に前住所地2を出発して、午後6時22分に現住所地に到着し、目黒区まで移動した後、新宿区に戻り午後11時52分に前住所地2に戻っていることが確認できる。

エ 当選人の証言について

賃貸借契約書には、住民票を移せない旨の注意事項はなく、契約時にオーナーや不動産会社からも住民票を移せない旨の説明を受けたことはなかった。

転出日当日の令和5年1月26日は、前住所地2を出て、引越し業者と待ち合わせをしたり、目黒区の友人宅へ行ったりして、午後6時22分に現住所地に着いた。布団については26日に購入できるものがなく、27日に納品となった。契約上、1月27日午前10時まで使用可能であったため、26日は前住所地2に戻って泊っている。

朝食は新宿一丁目のやよい軒でとることが多く、オリジン弁当もよく利用していた。当時はレシートを取っていたが、PayPayや現金、カードで支払う

こともあり、現金で支払った際はレシートをもらい忘れていたこともあった。

オ 前住所2に対する当委員会の判断

GoogleMapの記録から、当選人は、令和5年1月15日から26日は前住所2において寝起きしていたこと、またレシート類の記録から前住所2の周辺の飲食店で食事をしていること、食材を購入していることから、前住所2において自炊をしていたことが認められる。

また、当該物件には家財道具が備え付けられていることから、引っ越し作業をしなくとも、入居した日から生活を営むことが出来る環境にあったと考えられる。さらに住民票の届出状況や、現住所2へ転居する際の引っ越し業者の領収書の日付が令和5年1月26日であったこと、前住所2の賃貸借契約書の契約期間、新宿区で被選挙権を有するために1月13日までに区内に転入する必要があると認識していた旨の証言及び現住所2への引っ越し作業を同月26日にしたが布団を購入できなかったことを理由に同月26日は前住所2にて泊った旨の証言より総合的に判断すると、当選人は同月15日から25日まで前住所2に住所があったと判断できる。

申立人は、短期滞在を前提とするウイークリーマンションが生活の本拠とならないと主張しているほか、引っ越し作業がないことやレシート類の件数から生活の本拠と言える実態がないこと、厚生省や東京都中央区の事例から使用期間が1か月未満の賃貸借では生活の本拠に当たらないことを主張しているが、短期滞在を前提とするウイークリーマンションであったとしても、必ずしもその一事をもって生活の本拠たり得ないとまで言うことはできず、むしろその余の事情を踏まえても、当選人の当該期間の行動記録や証言などを総合的に判断すると、前住所2に住所があったと判断することが妥当であると言える。

(3) 現住所2について

ア 住民票について

前記第1の2記載のとおり、本件当選人は、令和5年1月26日に前住所2から現住所2に転居した旨の届出を、同年2月9日に行っている。

イ PASMOの使用履歴について

現住所2に転居したとされる令和5年1月26日は新宿三丁目駅を出発し、新宿駅に戻っている。以降、新宿三丁目駅や初台駅、新宿駅を中心に目黒区内や新宿区内の駅を利用していることが確認できる。 GoogleMapの記録について

令和5年1月27日のGoogleMapの記録によると、前住所2を出て中野区へ到着していることが分かる。

エ 当選人の証言について

前住所2からの引っ越しに立ち会っており、机や食器類、衣類などを搬入している。自転車についても前住所1から引っ越し業者に搬入してもらった。家電製品はエアコンが備え付けであるほか、照明器具の蛍光灯がすでに二部屋とも付いていた。

電子レンジは2月に、冷蔵庫は3月、掃除機は2月17日に購入した。冷蔵庫を購入するまではまだ寒かったので外で冷やしていた。洗濯機については当選後に購入している。

水道水は飲まず、水は購入したものを飲んでいく。洗いや物の際に水道を使うが、自炊は週に2から3回程度である。

エアコンは嫌いなので使わず、冬は服を着て対応している。夏も使わないで、窓を開けて対応している。

ガスはカセットコンロを使っている。ガス器具は他になくシャワー使用時と、ときどき入る湯舟のためにガスを使う。ジムに通っているためジムで朝シャワーを浴びて、その日は風呂に入らないということもある。

オ 現住所2に対する当委員会の判断

当選人の証言から、当選人は、令和5年1月26日は前住所2に泊まっているが、住民票の届出状況や、PASMOの使用履歴、GoogleMapの記録を考慮すると同日に現住所2に住所が移っていると判断することが妥当である。その後、現住所2を中心に行動をしているほか、レシート類による飲食店の利用状況、食料や生活雑貨の購入場所、光熱水費の支払い状況から現住所2に居住し続けていることが認められる。

申立人は光熱水費の利用状況が単身世帯の平均使用量より少ないことや、レシート類の件数が少ないことから居住実態がないことを主張している。しかし、当選人の証言やレシート類から生活状況を判断すると、光熱水費が平均使用量以下であったことや、レシート類を1日3食として換算した枚数より少なかったとしても、現住所2で生活をしていると判断することが妥当である。なお、申立人は免許証等の住所の書き換えや自転車の購入日について調査をしていないと主張しているが、免許証については写しを受領し、令和5年2月9日に現住所2への書き換えを行っていることが確認できる。自転車については現住所2への引っ越しの際に、前住所2から引っ越し業者に依頼して運搬した旨の証言を得ており、特に信用できない点は無い。

第4 審理の結果

区委員会は、本件異議の申出を受理し、申立人の主張、調査結果、利害関係人として本件異議の申出に関する本件当選人の証言及び法で規定される被選挙権の要件となる住所の認定に関する資料を総合的に判断した結果、当該期間における本件当選人の住所は新宿区にあるとして、本件異議の申出を棄却する内容の原決定をしたものと認められ、その他、原決定に違法又は不当な点は認められない。また、区委員会の調査が異議申出の判断を行うに当たり不十分であったとまで認める事情はない。

そして、以上のとおり、当委員会が総合的に判断しても、原決定は、法令の規定に従って適正になされているというべきであり、申立人の主張には理由がない。

よって本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第2項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年12月19日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野 正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十一号

令和五年四月二十三日執行の小平市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十五条の規定により告示する。

令和五年十二月二十八日

東京都選挙管理委員会

5 選 第 5 2 8 号

裁 決 書

審査申立人 横田 升吾

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から令和5年8月14日に提起された、同年4月23日執行の小平市議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関し不服があるとして、令和5年5月8日に小平市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し、異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)をしたところ、市委員会は、同年7月25日、本件異議の申出を棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人鈴木大智(以下「本件当選人」という。)の当選を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、おおむね次のとおりであると認められる。

本件当選人は、小平市内に居住実態がなく、市町村議会議員の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当しないにもかかわらず、本件選挙に立候補し、当選したものであるから、当選の効力は無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

本件審査の申立てに伴い、令和5年9月5日に市委員会から弁明書及び関係資料の提出を受けたため、同月8日、申立人に対して反論書の提出を促す文書を送付し、申立人から同年10月10日に反論書の提出がなされた。さらに、申立人から、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述の申立てがあったため、同月24日に申立人による口頭意見陳述を実施した。また、市委員会から同年12月6日、追加資料の提出を受け、慎重かつ厳正に審理した。

第 1 本件審査の申立てに至るまでの経緯と前提事実

- 1 平成30年1月16日、本件当選人は同月15日を転居日として、小平市内から小平市上水本町4丁目7番9-502号(以下「現住所地」という。)への転居を小平市長に届け出た。
- 2 平成31年4月21日、本件当選人は小平市議会議員選挙に初めて立候補し、初当選して、小平市の市議会議員を4年にわたり務めている。
- 3 本件当選人は令和5年4月16日に告示された本件選挙に立候補し、同選挙は同月23日に執行され、同日、投票票が行われた結果、選挙会は、本件当選人を当選人と定めた。

4 申立人は、令和5年5月8日付けで、市委員会に対し、本件選挙における本件当選人の当選の効力に関し本件異議の申出を提起し、市委員会は同日開催の市委員会臨時会においてこれを受理した。

5 同年5月17日開催の市委員会臨時会において、本件当選人の居住実態に疑義があるとされることについて、小平市長に通報及び住民登録調査の依頼をすることを議決し、同年22日に小平市市民部市民課に対し通知した。

また、同臨時会において、本件当選人に対し、本件異議の申出への参加を求めること、物件の提出を求めること及び証拠書類等の有無について照会することを議決し、同年25日に本件当選人に対し通知した。

6 同年6月2日、本件当選人から物件の提出を受けた。

7 同年7月12日、小平市市民部市民課から住民登録調査の報告を受けた。

8 市委員会は、本件異議の申出を審理した結果、同年25日付けでこれを棄却する内容の原決定をし、決定書を法第215条の規定に基づき、同日告示した。

同決定書は、同年26日に申立人宛てに発送し、同年27日に申立人に到達した。

9 申立人は、原決定を不服として、同年8月14日付けで当委員会に対し本件審査の申立てを提起し、当委員会はこれを受理した。

10 同年9月5日、市委員会より同年4日付弁明書及び添付資料を受領したため、申立人に対し弁明書等を同年8日に送付するとともに反論書の提出を求めた。

11 同年10月10日、申立人より反論書を受領した。

12 同年24日、申立人による口頭意見陳述を実施した。

13 同年12月6日、市委員会から本件当選人の電気の使用量の追加資料を受領した。

第2 申立人の主張及び市委員会が認定した事実及び弁明

1 申立人の主張

(1) 本件当選人の居住するマンションのポストに記載された氏名が、本件当選人の姓のほか、別の姓の表示が併せて表示されている。

また、マンション住民に当選人居住事実を尋ねるべきとする現地調査実施も一顧だにされず、近隣住民への聞き込みが実施されていない。

(2) 賃貸借契約書によって実態の確定とすべきという申出人の主張が証拠上申としては採用されず非公式の申出に留め置かれているため。

(3) 本件当選人の政治活動費用収支報告書が当委員会事務局に提出されていない。

(4) 本件当選人が市委員会に提出した電気、ガス及び水道の使用に関する書類において、一部不足している書類があり、居住要件を満たした書類となっていない。

(5) 住民登録調査の回答書に記載された本件当選人の署名につき、本件当選人本人でない可能性がある。

2 市委員会が認定した事実

(1) 住民登録調査

令和5年7月12日に小平市市民部市民課から回答のあった本件当選人に係る住民登録調査報告によると、本件当選人は、平成30年1月15日に届出住所地へ転居しており、また、同居人と3人で生活していることが認められる。

(2) 住所地における電気、ガス及び水道の使用量について  
ア．電気の使用状況

契約者は、本件当選人

月別	使用期間	使用量
令和5年2月分	令和5年1月19日から同年2月16日	540kWh
令和5年3月分	令和5年2月17日から同年3月19日	433kWh
令和5年4月分	令和5年3月20日から同年4月18日	372kWh

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅における60歳以上の居住者がいない3人世帯の1か月の平均使用量は、303kWhとなっている。

本件当選人の電気使用量は、市委員会による原決定より前に書類提出のあった令和5年1月から同年4月までの期間において、全て平均使用量を上回っており、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

なお、令和5年12月6日市委員会が当委員会に提出した本件当選人の電気の使用量の追加資料によると、令和5年5月分(使用期間4月19日～5月18日)の使用量は343kWhと認められる。

イ．ガスの使用状況

契約者は、本件当選人

月別	使用期間	使用量
令和5年2月分	令和5年1月12日から同年2月6日	43㎡
令和5年3月分	令和5年2月7日から同年3月8日	46㎡
令和5年4月分	令和5年3月9日から同年4月7日	37㎡
令和5年5月分	令和5年4月8日から同年5月10日	33㎡

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅における60歳以上の居住者がいない3人世帯の1か月の平均使用量は41㎡となっている。

本件当選人のガス使用量は、書類提出のあった令和5年1月から同年5月までの期間において、平均使用量を下回っている月もあるが、この4か月間の平均使用量が39.75㎡であることから、不自然な程度ではないと認められる。このことから、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

ウ. 水道の使用状況

契約者は、本件当選人

月別	使用期間	使用量
令和5年1月分～ 同年2月分	令和4年12月7日から令和5年2月7日	45㎡
令和5年3月分～ 同年4月分	令和5年2月8日から同年4月6日	39㎡

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、世帯人員3人当たりの1か月の平均使用量は、19.9㎡となっている。

本件当選人の水道使用量は、書類提出のあった令和4年12月から同年4月までの期間において、平均使用量を下回っている月もあるが、この4か月間の平均使用量が21㎡であることから、不自然な程度ではないと認められる。このことから、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

3 市委員会の弁明

申立人の主張(1)の前段につき、マンションのポストに記載された本件当選人とは別の姓の方がどのような方を明らかにしたところで、本件当選人が届出住所地に居住していないことを証明することにはならない。後段につき、法第29条の規定に基づく本件当選人の選挙資格に関する

通報及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条の規定に基づく住民登録調査依頼を、小平市市民部市民課に行っており、当該調査をもって市委員会の現地調査に代えたものである。

また、当該調査報告資料から、本件当選人は、届出住所地において本件当選人を含む3人で生活していることが認められるものである。

主張(2)につき、申立人の主張する申出は受けていない。

第3 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである(同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など)。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

(1) 法第9条第2項には、地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙権の要件として、国籍及び年齢に関する要件に加えて、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことが要件として規定され、同法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有する旨が規定されている。

したがって、本件選挙の被選挙権を有するには、本件選挙の期日である令和5年4月23日までの3か月間、すなわち同年1月23日から同年4月23日までの間(以下「当該期間」という。)引き続き小平市内に住所を有する者でなければならない。

(2) ここで「住所」とは、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決されるべきものである(最高裁判所昭和35年3月22日

判決、最高裁判所平成9年8月25日判決、東京高裁平成28年3月9日判決など）。

(3) ア これを本件についてみると、前記第1の1から3の記載のとおり、本件当選人は、平成30年1月16日に小平市に転入した旨の届出を行い、その後、平成31年の選挙に立候補して当選し、4年間の任期を満了していることが認められる。また、本件当選人は同住所により平成31年及び本件選挙の立候補の届出を受理され、選挙会においても、被選挙権を有する者として当選の決定を受けている。

イ 市委員会は、原決定において、調査の結果、本件当選人の住所は当該期間において一貫して小平市にあると認定しているが、申立人は、本件当選人は小平市内に居住実態がない旨を主張する。

しかし、本件においては、前記アのとおり、本件当選人は、既に平成31年4月21日執行の小平市議会議員選挙に立候補、当選し、4年間の任期を満了して、更に本件選挙にも立候補、当選していることが認められるものである。

したがって、申立人が、本件当選人に本件選挙に係る被選挙権の要件である法上の「住所」がないことを理由に原決定の取消しを求めるなら、本件当選人の生活の本拠が小平市にないことを合理的に認めるに足りる客観的な証拠をもって立証する必要があるというべきである。

なぜなら、地方自治法（昭和22年法律第67号）第127条は、普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者等であるときはその職を失うとして、被選挙権の有無については、一定の場合を除き、議会がこれを決定すると規定しており、この被選挙権の有無の決定には、住所要件の認定も含まれるからである。すなわち、本件当選人は平成31年4月21日執行の小平市議会議員選挙に立候補して当選し、4年間の任期を満了するまで議員活動を継続しており、この間、小平市議会が本件当選人について地方自治法第127条に該当すると判断した事実はなく、この事情は、本件審査において、当該期間における本件当選人の住所を認定する際にも付随事情として考慮されるべきだからである。

ウ 本件審査の申立ての争点は、令和5年1月23日から同年4月23日までの当該期間中、本件当選人が継続して小平市に住所を有し

ていたか否かであるが、申立人が、本件当選人に本件選挙の被選挙権がないとして当選の効力を争うなら、当該期間中、本件当選人に小平市における生活の本拠がなかったことについて、前記ア及びイで指摘した点を踏まえた立証をする必要があるというべきである。

この点、申立人は、単に、当該期間中、本件当選人の居住実態が小平市にない主張することとどまり、合理的かつ客観的根拠に基づいた主張とは認められない。

エ 本件審査の申立ての審理において当委員会に提出された資料によれば、本件当選人は、小平市における住民基本台帳上の住所について、電気、ガス及び水道など継続的の生活の基本となる公共料金等の継続的な使用実態が認められる。

また、市委員会は、令和5年7月6日に小平市市民部市民課が実施した本件当選人宅の現地調査等の結果を併せ検討した上で本件当選人の居住実態が市内にあることを確認したことが認められる。

オ なお、申立人の主張（1）について、申立人はポストに本件当選人の姓と合わせて別の姓も記載されていることを主張しているが、本件審査の申立てはあくまで本件当選人の居住実態がなく、市町村議会議員の被選挙権の要件を満たさなためその当選が無効である旨主張するものであり、本件当選人宅のポストに他の姓が併記されていることが本件当選人の居住実態に影響を及ぼすものではない。

また、申立人は近隣住民への聞き込みが実施されていないことを主張しているが、小平市市民部市民課において本件当選人宅への実地調査を実施しており、近隣住民への聞き込みをしていないことをもって本件当選人が居住要件を満たしていないといえるものではない。

主張（2）について、申立人は賃貸借契約書の提出がなされていないことを主張しているが、当選人は平成30年の時点で既に現住所地に住民票を置いており、賃貸借契約書の提出がなされていないことをもって、本件当選人が居住要件を満たしていないといえるものではない。

主張（3）について、申立人は本件当選人及び政党支部の政治団体収支報告書の提出がなされていないことを主張しているが、政党支部等の政治活動収支報告書の提出の有無については本件審査の申立てとは関係のないものである。

主張 (4) について、申立人は本件当選人が市委員会に提出をした電気、ガス及び水道の資料が不完全であることを主張しているが、本件当選人が提出した同資料について居住要件の期間内で不足している部分が一部あるものの、市委員会から追加で資料の提出を受けており、本件当選人が提出した電気、ガス及び水道に関する各資料を総合的に判断すると、本件当選人が居住していることが推認できる。

主張 (5) について、申立人は住民登録調査の回答書の署名が本件当選人の筆跡ではないことを主張しているが、その後小平市民部市民課が作成した調査票では、現地調査においては本件当選人本人が同調査に対応した旨が記載されていることから、署名の筆跡をもって、本件当選人が居住要件を満たしていないといえるものではない。

カ これらの事情を併せ考慮するなら、当該期間を含めて本件当選人の生活の本拠は継続的に小平市にあったと認められ、これに反する事情は認定できないというべきである。

また、本件当選人が現住所地以外の住所地を生活の本拠としていたという具体的な主張・立証もないことからすると、本件当選人の生活の本拠たる住所は、本件期間まで引き続き現住所地にあったものと判断するのが相当である。

第4 審理の結果

市委員会は、本件異議の申出を受け、申立人の主張、調査結果及び法で規定される被選挙権の要件となる住所の認定に関する資料を総合的に判断した結果、当該期間における本件当選人の住所は小平市にあるとして、本件異議の申出を棄却する内容の原決定をしたものと認められ、その他、原決定に違法又は不当な点は認められない。

そして、以上のとおり、当委員会が総合的に判断しても、原決定は、法令の規定に従って適正になされているというべきであり、申立人の主張には理由がない。

よって本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第2項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年12月19日

東京都選挙管理委員会  
委員長 澤野正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十二号

令和五年四月二十三日執行の小平市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和五年十二月二十八日

東京都選挙管理委員会

裁 決 書

審査申立人 横田 升吾

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年8月14日に提起された、同年4月23日執行の小平市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関する不服があるとして、令和5年5月8日に小平市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、市委員会は、同年7月25日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人中倉茂和（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする裁決を求めるものである。